

令和7年度における九州地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法
第2章の運用状況等について

令和8年6月19日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

第1 フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章¹の運用状況

1 違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

(1) 新規着手件数（第1表参照）

令和7年度に新規に着手した違反被疑事件は118件である。

(2) 処理状況（第1表及び別紙参照）

令和7年度の違反被疑事件の処理件数は122件であり、このうち、120件について、①フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条の規定に基づく勧告又は②同法第22条の規定に基づく指導の措置を講じている。

勧告件数は1件で、勧告事件の概要は別紙1のとおりであり、勧告の対象となった違反行為類型は、取引条件の明示義務違反及び期日における報酬支払義務違反であった。

指導件数は119件で、主な指導事例の概要は別紙2のとおりである。

(第1表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	新規着手件数	処理件数				
		措置			不問	計
		勧告	指導 (注2)	小計		
令和7年度	118	1	119	120	2	122
令和6年度 (注1)	21	0	6	6	5	11

(注1) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

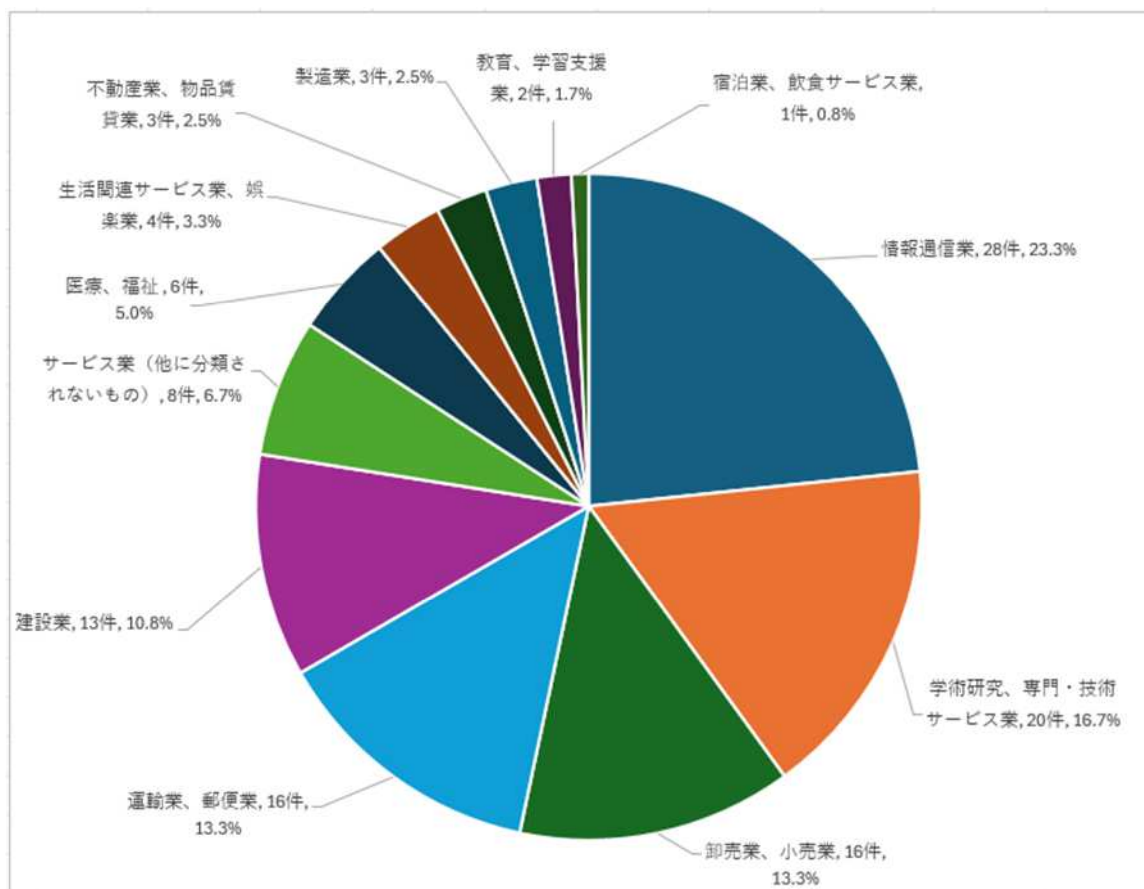
問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所	フリーランス課
	電話	092-437-2756 (直通)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/	

¹ フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章（特定受託事業者に係る取引の適正化）を公正取引委員会及び中小企業庁が担当しており、同法第3章（特定受託業務従事者の就業環境の整備）は厚生労働省が担当している。

2 措置件数の業種別内訳（下図参照）

違反事件に係る措置件数は 120 件であり、業種別にみると、①情報通信業が最も多く 28 件（23.3%）、次いで②学術研究、専門・技術サービス業が 20 件（16.7%）、③卸売業、小売業及び運輸業、郵便業がいずれも 16 件（13.3%）となっている。これは、これらの業種において特定受託事業者に対する業務委託が多く行われていることが要因であると考えられる。

（図 措置件数（120 件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類））



（注）小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも 100 とならない。

3 違反行為の類型別件数（第2表参照）

措置件数を違反行為の類型別にみると、全体で213件であり、そのうち、①取引条件の明示義務違反が最も多く96件（違反行為の類型別件数の合計の45.1%）、次いで②期日における報酬の支払義務違反が86件（同40.4%）、③買ったたきが17件（同8.0%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割超を占めている。

（第2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数）

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	96	45.1%
期日における報酬の支払義務違反	86	40.4%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	9	4.2%
返品	0	0.0%
買ったたき	17	8.0%
購入・利用強制	0	0.0%
不当な経済上の利益の提供要請	3	1.4%
不当な給付内容の変更・やり直し	2	0.9%
報復措置	0	0.0%
合計	(注1) 213	100.0%

（注1）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

4 特定受託事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和7年度においては、特定受託事業者が被った不利益について、特定業務委託事業者1名から、特定受託事業者5名に対し、報酬の額の減額分の返還として総額2万円^(注)の原状回復が行われた。

（注）原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

1 説明会等

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和7年度において、九州事務所では2回実施した。

主催説明会の開催に当たっては関係省庁との連携も行っており、このうち1回については大分労働局とともに説明を行うなど、共同して実施した。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和7年度において、九州事務所では14回派遣した。

2 相談対応

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、相談を受け付けている。令和7年度において、九州事務所では256件の相談に対応した。

また、令和2年11月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」が設置されているところ、当該窓口の運営に当たっては、当委員会も関係省庁として連携している。



フリーランス、個人事業主などで
契約・お仕事上のトラブルに
お悩みの方へ

相談料
無料

相談から解決まで、
弁護士がワンストップでサポートします！

相談料無料 秘密厳守 匿名相談可
対面・Web相談可 和解あっせん手続費用無料

受付時間
9:30～16:30（土日祝日を除く）

こんなトラブル、私たちに相談ください！

- あいまいな契約
報酬が提示されない状態での
作業進行の遅延ややり取りばかり
で契約書がない、修正の繰り返し
で作業が完了しない。
- 報酬の未払い
報酬の未払いや一方的な減額、
遅延報酬の引き伸ばし、
納品後のクライアント会社の
倒産、合帳不備。
- ハラスメント
精神的な攻撃や契約にない
作業の強要、一方的な契約の
解除などのパワーハラス行為、
モクハラ行為。

企業などの発注事業者からお仕事を受注する
フリーランス・個人事業主の皆様はお気軽にご相談ください

まずは電話・メールでご相談ください。フリーランス・個人事業主などの皆様をサポートします！

フリーランス・トラブル110番
全国で唯一のフリーランス・個人事業主の専門相談窓口
無料相談受付時間：9:30～16:30（土日祝日を除く）
0120-532-110
help@freelance110.jp

0120-532-110
フリーランス・個人事業主の相談窓口

件名	概要	違反法条	勧告年月日
<p>(株)九州東通 に対する件</p>	<p>(株)九州東通は、テレビジョン放送事業者等から請け負う放送番組等の制作に係る動画撮影、音声収録、出演等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>1 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>2 令和6年11月1日から令和7年3月31日までの間、特定受託事業者44名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務） 第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	<p>R7.9.26</p>

違反行為等の概要	関係法条
<p>不動産代理業・仲介業を営むA社は、自社所有建物のリフォーム工事を特定受託事業者に委託しているが、業務を委託した場合に直ちに明示が必要な事項（以下「明示事項」という。）を書面又は電磁的方法で明示しなかった。</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務）</p>
<p>テレビジョン放送業を営むB社は、VTR制作等の業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示事項のうち、給付の内容、給付を受領する日、給付を受領する場所、検査完了期日、報酬の額及び支払期日を書面又は電磁的方法により明示しなかった。また、特定受託事業者から請求書の提出が遅れたことを理由に、支払期日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項（取引条件の明示義務） 第4条第5項（期日における報酬支払義務）</p>
<p>自動車販売ディーラーのC社は、新車点検等を特定受託事業者に委託しているが、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬を当該事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から差し引いた^(注)。また、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇局面にあった場合に、コスト上昇分の報酬の額への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの報酬の額に据え置いた。</p>	<p>第5条第1項第2号（報酬の減額） 第5条第1項第4号（買ったたき）</p>

(注) 令和8年1月1日以降に業務委託する取引から、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、特定受託事業者の金融機関口座に報酬を振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。